

サントリー美術館メンバーズ・クラブ 会員規約

第1条（名称）

本会は、サントリー美術館メンバーズ・クラブ（以下、メンバーズ・クラブという）と称します。

第2条（目的）

メンバーズ・クラブは、公益財団法人サントリー芸術財団 サントリー美術館（以下、当館という）が行う展覧会等を通じて、美術に広く親しんでいただくことを目的とします。

第3条（会員の定義）

メンバーズ・クラブ会員（以下、会員という）とは、本規約を承認のうえ、本規約に定める入会手続きを行い、当館が入会を認めた方をいいます。

第4条（会員の種類）

メンバーズ・クラブの会員種別は、以下の2種類とします。

(1)個人会員

(2)法人会員

第5条（入会手続き）

入会を希望する方は、入会申込書を提出するか、インターネットの申込みページより手続きを行います。

第6条（会員期間）

会員期間は、第7条に定める年会費を入金をした日から1年を経過した日の月の属する月末までとします。

第7条（年会費）

会員となる方は、入会時に、銀行口座への振込み又は窓口での現金納入もしくはクレジットカード利用による納入の方法により、以下の額の年会費を納めるものとします。また、会員期間を超えて会員資格を継続する場合も、同額の年会費を納めるものとします。

(1)個人会員 年会費 5,000 円

(2)法人会員 年会費 200,000 円

(消費税等込み)

第8条（会員の特典）

会員の特典は、次の通りとし、会員特典の利用に際して、当館が求めた場合には、会員は会員証を提示するものとします。

<個人会員>

- (1)会員本人と同伴者 1 名まで入館無料
- (2)メンバーズ・クラブ会員向け内覧会にご招待
- (3)サントリー美術館ニュースの送付
- (4)図録・グッズ購入、カフェ利用割引
- (5)提携美術館・博物館への入館割引
- (6)その他イベントへの優待など

<法人会員>

- (1)個人会員(1)～(6)と同様
- (2)レセプションパーティーご招待
- (3)音声ガイドレンタル無料
- (4)展覧会ごとに図録進呈
- (5)展覧会ごとに招待券進呈
- (6)展覧会ごとにポスター・チラシ送付

なお、当館は、会員の了承を得ることなく会員の特典を変更することができるものとします。

第 9 条（会員証）

会員には会員証を発行します。会員証は会員本人(法人会員については、会員に所属し、会員証を携帯の方)のみが利用できるものとします。法人会員に対して発行する会員証の枚数については、別途協議するものとします。

第 10 条（会員期間の更新）

会員は、会員期間満了月の前月から会員期間満了日までの間に、書面の提出及び年会費の支払いを行うことにより、会員期間を、年会費を入金した日から 1 年を経過した日の月の月末まで更新することができます。

第 11 条（変更手続き）

会員は、届け出た氏名・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに当館まで届け出るものとします。なお、変更の届出がないために生じた不利益について、当館はその責任を負わないものとします。

第 12 条（退会）

会員は、書面の提出により、随時メンバーズ・クラブを退会することができます。ただし、退会された場合にも、年会費の払い戻しはいたしません。

第 13 条（会員資格の譲渡等の禁止）

会員は、会員資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第 14 条（会員資格の喪失）

次の場合は、会員は会員資格を喪失するものとします。

- (1)入会時に虚偽の申告があったとき
- (2)公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行ったとき
- (3)他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行ったとき
- (4)本規約に違反したとき
- (5)個人会員自らまたは法人会員の役員・従業員等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当したとき
- (6)その他、会員として不適切であると当館が認めたとき

第 15 条（メンバーズ・クラブの改廃）

当館は、会員の了承を得ることなく、会員に対して会員期間の残存期間相当分の年会費を返却のうえ、メンバーズ・クラブを改廃することができるものとします。この場合、会員は、損害賠償の請求をすることはできません。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

会員は、当館が取得した個人情報を、以下の目的のため必要な範囲で当館又は当館の業務委託先を含む第三者が利用することを同意します。

<利用目的>

会員管理、サントリー美術館ニュース等のご案内送付

なお、個人情報の取扱いについては、下記ホームページにてご確認ください。

プライバシーポリシー：<http://www.suntory.co.jp/sfa/privacy/>

第 17 条（規約の変更）

当館は、必要に応じて、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとします。

第 18 条（その他承認事項）

会員はご入会后、当館から各種サービスやイベントの告知等の情報提供を受けることがあります。

付則

この規約は平成 25 年 4 月 1 日より施行します。